

地域医療連携推進法人の代表理事の選定について

1 概要

兵庫県姫路循環器病センターと社会医療法人製鉄記念広畑病院の統合にあたって設立された「地域医療連携推進法人はりま姫路総合医療センター整備推進機構」（以下、「当機構」という。）の代表理事について、任期満了に伴い選定（再任）につき諮問する。

2 医療法等の規定

地域医療連携推進法人については、代表理事の選定及び解職は、認定都道府県知事の認可を受けなければその効力を生じないとされており、知事は認可にあたってあらかじめ都道府県医療審議会の意見を聞かなければならないとされている（医療法第70条の19）。なお、任期については、定款に委任されている（同法第70条の17第2号）。

【関係法令】

○医療法第70条の19〔代表理事の選定及び解職〕

- 1 代表理事の選定及び解職は、認定都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 2 認定都道府県知事は、前項の認可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聞かなければならない。

○医療法第70条の17〔定款〕

- 1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項並びに第70条の3第1項第6号、第7号、第12号及び第16号から第19号までに規定する定款の定めのほか、地域医療連携推進法人は、その定款において、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 資産及び会計に関する規定
 - 二 役員に関する規定

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第11条〔定款の記載または記録事項〕

- 1 一般社団法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。
 - 一～四（略）
 - 五 社員の資格の得喪に関する規定

3 具体的事案

当機構は、平成29年4月3日に知事の認定を受けて設立されたものであり、同機構の代表理事は、同日選定されている。定款上、理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとされている（定款第31条1項）。このため、医療法の規定により当機構からの申請に基づき、選定（再任）の審議を諮る。【別紙1・2参照】

なお、定款の定めによれば、新たな理事が就任されるまでの間は、権利義務を有するとされている（定款第31条4項）。

4 審議の対象となる者

代表理事となるべき氏名	新任・再任の別	選定の理由
木下 芳一 (きのした よしかず)	再任	これまでの経歴に基づき選定

※上記の者は現在の代表理事

※履歴書、法務局登記事項は別紙3・4参照、圏域からの意見は、別紙5～8参照

※別紙2（住所部分）・3・4については、個人情報及び法人情報を含むことから非公開とする。